

兵庫県公報

平成30年12月20日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	2
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	16
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	21

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第8号）
職員給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年12月20日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

（企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

第2条 企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額」を「100分の110」を乗じて得た額に改め、同条第2項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）は、平成30年6月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4

月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の内払)

- 2 改正後の管理規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年12月20日

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

兵庫県病院局管理規程第9号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第11条第1項第1号中「368,400円」を「368,800円」に改め、同項第2号中「50,700円」を「50,800円」に改める。

第38条第2項第1号中「4,200円」を「4,400円」に改め、同項第2号中「7,200円」を「7,400円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「21,000円」に改める。

第40条第1項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	223,300	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	225,200	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	226,800	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	228,400	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	230,000	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	231,600	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	233,100	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	234,700	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	236,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	237,800	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	239,300	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	240,900	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	242,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	243,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	245,200	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	246,600	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	248,100	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	249,600	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	250,900	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	252,300	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	253,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	255,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	257,100	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	258,900	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	260,500	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	262,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	264,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	265,700	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	267,600	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	269,500	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	271,300	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	273,100	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	274,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	276,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	278,600	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	204,800	254,300	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	206,100	255,700	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
	43	207,400	257,100	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
	44	208,700	258,400	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
	45	209,800	259,600	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
	46	211,100	260,900	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
	47	212,400	262,300	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
	48	213,700	263,600	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		
	49	214,800	264,700	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100		
	50	215,900	265,800	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	216,900	267,100	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	218,000	268,400	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	219,100	269,400	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	220,100	270,500	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	221,000	271,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	222,000	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300			
再任用 職員以 外の職 員	57	222,400	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	223,300	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	224,100	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	224,900	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600			

61	225,600	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	226,600	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	445,300			
63	227,400	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,600			
64	228,300	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,900			
65	229,000	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	446,200			
66	229,800	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300				
67	230,700	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600				
68	231,700	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900				
69	232,400	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	337,800	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	338,300	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000					
90	246,600		339,500	379,900	392,300					
91	246,900		340,000	380,300	392,600					
92	247,300		340,400	380,700	392,800					
93	247,600		340,700	381,000	393,000					
94			341,100	381,500						
95			341,600	381,900						
96			342,000	382,300						
97			342,200	382,600						
98			342,600	383,100						
99			343,100	383,500						
100			343,500	383,900						
101			343,700	384,200						
102			344,100							
103			344,500							
104			344,800							
105			345,100							
106			345,500							
107			345,900							
108			346,300							
109			346,800							
110			347,200							
111			347,600							
112			348,000							
113			348,500							
114			348,900							
115			349,200							
116			349,500							
117			350,000							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係)

医 師 ・ 歯 科 医 師 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
再任用 職員以 外の職 員	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100

61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	572,500
67		470,400	522,100	573,400
68		471,000	523,000	574,300
69		471,300	523,900	575,200
70		472,000	524,700	576,100
71		472,700	525,600	577,000
72		473,400	526,500	577,900
73		473,800	527,300	578,800
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000		
83		479,500		
84		480,000		
85		480,400		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3 (第2条関係)

看 護 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	

	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700	376,300		
	115	294,100	325,300	358,200	376,800		
	116	294,400	325,600	358,600	377,300		
	117	294,700	325,800	359,000	377,900		
	118	295,000	326,100	359,400	378,300		
	119	295,300	326,500	359,900	378,800		
	120	295,700	326,700	360,400	379,300		

再任用
職員以
外の職
員

121	296,000	326,900	360,800	379,900			
122	296,400	327,200	361,300	380,300			
123	296,700	327,500	361,800	380,800			
124	297,100	327,800	362,300	381,300			
125	297,300	328,000	362,600	381,900			
126	297,500	328,300	363,100	382,300			
127	297,800	328,700	363,600	382,800			
128	298,200	328,900	364,100	383,300			
129	298,400	329,100	364,400	383,900			
130	298,700	329,300	364,900	384,300			
131	299,100	329,700	365,400	384,800			
132	299,500	329,900	365,900	385,300			
133	299,700	330,200	366,200	385,900			
134	300,000	330,600	366,700	386,300			
135	300,400	331,000	367,200	386,800			
136	300,700	331,400	367,700	387,300			
137	300,900	331,700	368,000	387,900			
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900	338,000					
155	306,100	338,400					
156	306,400	338,800					
157	306,700	339,100					
158	307,000	339,500					
159	307,300	339,900					
160	307,600	340,300					
161	308,000	340,600					
162	308,300	341,000					
163	308,600	341,400					
164	308,900	341,800					
165	309,300	342,100					
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
170	310,900						
171	311,200						
172	311,500						
173	311,900						
174	312,200						
175	312,500						
176	312,800						
177	313,200						
再任用 職 員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第4 (第2条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

第1

職員の区分	号給	給料月額
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	130,400
	10	131,300
	11	132,300
	12	133,200
	13	134,200
	14	135,200
	15	136,200
	16	137,200
	17	138,000
	18	139,000
	19	140,000
	20	141,100
	21	141,900
	22	142,900
	23	143,900
	24	144,900
	25	146,000
	26	147,200
	27	148,400
	28	149,600
	29	150,700
	30	151,900
	31	153,100
	32	154,300
	33	155,500
	34	157,000
	35	158,500
	36	160,000
	37	161,400
	38	162,900
	39	164,400
	40	165,900
	41	167,400
	42	169,200
	43	171,000
	44	172,800
	45	174,600
	46	176,300
	47	178,000
	48	179,700
	49	181,900
	50	183,400
	51	184,900
	52	186,300
	53	187,600
	54	189,100
	55	190,500
	56	191,800
	57	193,200
	58	194,200
	59	195,500
	60	196,600

再任用職員
以外の職員

61	197,800
62	198,900
63	200,000
64	201,100
65	202,100
66	203,200
67	204,200
68	205,200
69	208,800
70	210,200
71	211,600
72	213,000
73	214,300
74	215,900
75	217,500
76	218,900
77	220,100
78	221,600
79	223,100
80	224,400
81	225,300
82	226,000
83	226,900
84	227,900
85	228,800
86	230,300
87	231,600
88	232,700
89	234,100
90	236,700
91	238,900
92	241,400
93	250,100
94	251,300
95	252,400
96	253,600
97	254,500
98	255,800
99	256,900
100	258,100
101	259,200
102	260,100
103	261,300
104	262,500
105	263,500
106	264,600
107	265,600
108	266,600
109	267,600
110	268,800
111	269,900
112	270,800
113	271,800
114	272,900
115	274,000
116	275,000
117	275,800
118	276,900
119	278,000
120	279,100
121	280,000
122	281,100
123	282,100
124	283,100
125	283,800
126	284,700

	127	285,600
	128	286,700
	129	287,300
	130	288,200
	131	289,100
	132	290,000
	133	290,600
	134	291,600
	135	292,600
	136	293,500
	137	294,200
	138	295,100
	139	296,000
	140	296,900
	141	297,600
	142	298,200
	143	298,900
	144	299,700
	145	300,300
	146	301,100
	147	301,800
	148	302,500
	149	303,200
	150	303,900
	151	304,700
	152	305,400
	153	306,000
	154	306,700
	155	307,400
	156	308,100
	157	308,600
	158	309,100
	159	309,700
	160	310,300
	161	310,900
	162	311,300
	163	311,800
	164	312,300
	165	312,600
	166	313,100
	167	313,600
	168	314,000
	169	314,200
	170	314,500
	171	314,800
	172	315,100
	173	315,400
	174	315,700
	175	316,000
	176	316,300
	177	316,500
再任用職員		244,000

第 2

職員の区分	号給	給料月額
		円
	201	264,600
	202	266,500
	203	268,300
	204	270,100
	205	271,900
	206	273,800
	207	275,600
	208	277,400
	209	279,200
	210	281,100
	211	282,900
	212	284,700
	213	286,500
	214	288,300
	215	290,000
	216	291,800
	217	293,300
	218	295,100
	219	296,800
	220	298,600
	221	300,000
	222	301,700
	223	303,300
	224	304,800
	225	306,300
	226	307,900
	227	309,500
	228	311,200
	229	312,200
	230	313,600
	231	315,000
	232	316,500
	233	317,600
	234	319,100
	235	320,500
	236	321,900
	237	323,500
	238	324,700
	239	326,000
	240	327,200
	241	328,300
	242	329,200
	243	330,300
	244	331,400
	245	332,500
	246	333,600
	247	334,600
	248	335,600
	249	336,600
	250	337,600
	251	338,600
	252	339,600
	253	340,500
	254	341,500
	255	342,500
	256	343,500
	257	344,400
	258	345,300
	259	346,200
	260	347,000
	261	347,800
	262	348,600
	263	349,400
	264	350,100

	265	350,800	
	266	352,400	
	267	353,800	
	268	355,200	
	269	356,500	
	270	357,000	
	271	357,500	
	272	358,000	
	273	358,400	
	274	358,900	
	275	359,400	
	276	359,900	
再任用職員 以外の職員	277	360,300	
	278	360,800	
	279	361,300	
	280	361,800	
	281	362,200	
	282	362,700	
	283	363,200	
	284	363,700	
	285	364,100	
	286	364,600	
	287	365,100	
	288	365,600	
	289	366,000	
	290	366,500	
	291	367,000	
	292	367,500	
	293	367,900	
	294	368,400	
	295	368,900	
	296	369,400	
	297	369,800	
	298	370,300	
	299	370,800	
	300	371,300	
	301	371,700	
	302	372,200	
	303	372,700	
	304	373,200	
	305	373,600	
	306	374,100	
	307	374,600	
	308	375,100	
	309	375,500	
	再任用職員		244,000

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程
第7号）第36条に規定する職員に適用する。

別表第15(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

(1) 採用の日から1年間	円 368,800	円 308,600	円 251,200	円 184,700	円 50,800
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	48,200
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	46,400
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	44,600
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	42,800
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	41,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	39,200
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	37,400
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	35,600
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	34,200
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	32,800
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	31,400
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	28,600
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	27,200
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,800
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,200
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	24,600
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,700
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,100
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	22,500
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	310,600	259,000	203,300	145,900	21,900

第2条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「20,000円」を「30,000円」に改める。

第28条第2項第1号ア中「3,700円」を「3,900円」に改め、同号イ中「3,200円」を「3,400円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,400円」に改め、同号エ中「6,900円」を「7,500円」に改める。

第40条第1項中「6月に支給する場合においては100分の122.5(特定任期付職員にあっては、100分の167.5)、12月に支給する場合においては100分の137.5(特定任期付職員にあっては、100分の167.5)を乗じて得た額」を「100分の130(特定任期付職員にあっては、100分の167.5)」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額」を「100分の110)を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第3条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第11号中「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下「小学校修了前の子」という。)」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下「義務教育修了前の子」という。)」に、「養育する小学校修了前」を「養育する義務教育修了前」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中病院事業職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)第12条第2項第1号の改正規定及び第3条の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定(給与規程第12条第2項第1号の改正規定を除く。) 平成31年4月1日

2 第1条の規定による改正後の給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給等の調整等)

3 平成30年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月20日

兵庫県人事委員会

委員長 太田 和 成

兵庫県人事委員会規則第8号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「4,200円」を「4,400円」に、「5,100円」を「5,300円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「7,200円」を「7,400円」に改める。

第37条第22項中「100分の87」を「100分の89.5」に、「100分の180」を「100分の185」に、「100分の107」を「100分の109.5」に、「100分の220」を「100分の225」に改め、同条第23項中「100分の41」を「100分の43.5」に、「100分の51」を「100分の53.5」に改める。

附則第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

別表第19(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

		円	円	円	円	円
(1)	採用の日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(2)	(1)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(3)	(2)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(4)	(3)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(5)	(4)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(6)	(5)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800
(7)	(6)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	48,200
(8)	(7)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	46,400
(9)	(8)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	44,600
(10)	(9)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	42,800
(11)	(10)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	41,000
(12)	(11)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	39,200
(13)	(12)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	37,400
(14)	(13)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	35,600
(15)	(14)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	34,200
(16)	(15)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	32,800
(17)	(16)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	31,400
(18)	(17)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000
(19)	(18)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	28,600
(20)	(19)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	27,200
(21)	(20)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,800
(22)	(21)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,200
(23)	(22)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	24,600
(24)	(23)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,700
(25)	(24)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,100
(26)	(25)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	22,500
(27)	(26)の期間が満了する日の翌日から1年間	310,600	259,000	203,300	145,900	21,900

別表第20昇格後の号給の欄中

54	75
54	
54	
54	

54	75
54	75
54	76
54	76

55		を	55	77	に改める。
55			55	78	
55			55	79	
55			55	80	
55			55	81	

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第29条の5第3項及び第30条の2第4項並びに第32条の2第3項第3号中「20,000円」を「30,000円」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「4,200円」を「4,400円」に、「5,100円」を「5,300円」に、「7,200円」を「7,400円」に改める。

第43条第20項中「100分の87」を「100分の89.5」に、「100分の180」を「100分の185」に改め、同条第21項中「100分の41」を「100分の43.5」に改める。

附則第8項及び第10項を削り、第9項を第8項とする。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給7,105円、2号給7,173円、 3号給7,240円、4号給7,308円、5号給7,384円、 6号給7,470円、7号給7,551円、8号給7,632円、 9号給7,713円、10号給7,807円、11号給7,897円、 12号給7,987円、13号給8,077円、14号給8,176円、 15号給8,275円、16号給8,374円、17号給8,478円、 18号給8,595円、19号給8,707円、20号給8,820円、 21号給8,932円
2 級	11,100円。ただし、1号給7,825円、2号給7,920円、 3号給8,014円、4号給8,113円、5号給8,203円、 6号給8,302円、7号給8,401円、8号給8,500円、 9号給8,604円、10号給8,730円、11号給8,851円、 12号給8,973円、13号給9,103円、14号給9,180円、 15号給9,252円、16号給9,328円、17号給9,409円、 18号給9,481円、19号給9,558円、20号給9,630円、 21号給9,711円、22号給9,796円、23号給9,882円、 24号給9,967円、25号給10,035円、26号給10,125円、 27号給10,215円、28号給10,305円、29号給10,386円、 30号給10,507円、31号給10,629円、32号給10,750円、 33号給10,867円、34号給10,993円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給7,105円、2号給7,173円、 3号給7,240円、4号給7,308円、5号給7,384円、 6号給7,470円、7号給7,551円、8号給7,632円、 9号給7,713円、10号給7,807円、11号給7,897円、 12号給7,987円、13号給8,077円、14号給8,176円、 15号給8,275円、16号給8,374円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,825円、2号給7,920円、 3号給8,014円、4号給8,113円、5号給8,203円、 6号給8,302円、7号給8,401円、8号給8,500円、 9号給8,604円、10号給8,730円、11号給8,851円、 12号給8,973円、13号給9,103円、14号給9,180円、 15号給9,252円、16号給9,328円、17号給9,409円、 18号給9,481円、19号給9,558円、20号給9,630円、 21号給9,711円、22号給9,796円、23号給9,882円、 24号給9,967円、25号給10,035円、26号給10,125円、 27号給10,215円、28号給10,305円、29号給10,386円、 30号給10,507円、31号給10,629円、32号給10,750円、 33号給10,867円、34号給10,993円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

66
66
67
67
68
68
69
69
69
70
70
70
71
71
71
72
72

65
66
66
66
67
67
67
68
68
68
69
69
69
70
70
70
71

72
73
73
73
73
73
73
73
74
74
74
74
74
74
74
74
75
75
75
75
75
75
75
75
76

を

71
71
72
72
72
73
73
73
73
73
73
74
74
74
74
74
74
74
74
75
75
75
75
75
75
75
75

に改める。

別表第15の3昇格後の号給の欄中

58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63

を

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62

に改める。

63
64

63
63

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第28条の5第3項及び第29条の2第4項並びに第31条の2第3項第3号中「20,000円」を「30,000円」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第5条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下「小学校修了前の子」という。)」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下「義務教育終了前の子」という。)」に改め、「養育する小学校修了前」を「養育する義務教育終了前」に改める。

第10条の2第1項中「小学校修了前の子」を「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の規定及び第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「第3条改正後の教員給与規則」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第3条改正後の教員給与規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則(以下「第3条改正前の教員給与規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第3条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第3条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月20日

兵庫県人事委員会
委員長 太田和成

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

(職員給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第8中「20,000円」を「30,000円」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第7中「20,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。